

かかみがはらSDGsパートナー登録制度実施要綱

(令和4年3月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、SDGs（平成27年9月に国際連合で採択された持続可能な開発目標をいう。以下同じ。）の達成に向けた取組を推進するため、市内においてSDGsの普及啓発等の活動を実施する企業、団体等をかかみがはらSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）として登録する制度について、必要な事項を定めるものとする。

(パートナーの対象)

第2条 パートナーとして登録を受けることができるものは、市内に事業所等を有する企業、団体等で、市内においてSDGsの達成に向けた取組を実施している、又は実施する意欲のあるもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) SDGsの達成に向けて代表者の考えを宣言すること。
- (2) SDGsの達成に向けた具体的な活動内容を、第6条の規定により市長に報告すること。
- (3) 法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の企業、団体等が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときは、パートナーの登録を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 暴力団（各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと密接な関係を有する者を構成員に含む団体
- (5) 前各号に掲げるものと密接な関係を有するもの
- (6) その他パートナーとして登録することが適当でないと認められるもの

(登録の申請)

第3条 パートナーの登録を受けようとする企業、団体等（次条第1項において「申請者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法によりその申請をするものとする。

- (1) かかみがはらSDGsパートナー登録申請書（様式第1号）にSDGs宣言書

(様式第2号) その他市長が必要と認める書類を添付し、次に掲げるいずれかの方法により市長に提出する方法

ア 直接持参する方法

イ 郵便等により送付する方法

ウ ファクシミリを利用して送信する方法

エ 電子メールを利用して送信する方法

(2) 市のウェブサイト上の専用入力フォームに必要な事項を入力し、及びSDGs宣言書を添付し、送信する方法

(3) その他市長が適当と認める方法

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、申請者をパートナーとして登録し、かかみがはらSDGsパートナー登録通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、パートナーに対し、次に掲げる事項を実施するよう促すとともに、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業、団体等として本市のウェブサイト等で周知するものとする。

(1) パートナーのウェブサイト等での活動内容の公表

(2) SDGsの普及啓発及び理解促進

(3) パートナー間の交流及び連携

(4) その他SDGsの推進に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、パートナーに対し、別に定めるオリジナルロゴマークの使用を認めるものとする。

(登録の有効期間)

第5条 パートナーの登録の有効期間は、当該登録の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間は、パートナーから登録の取消しの申出がなく、引き続き第2条に規定する要件を満たすと認められる場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(活動状況等の報告)

第6条 パートナーは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間におけるSDGsに関する活動の状況等について、当該期間の末日から1月以内に、かかみがはら

SDGs パートナー活動状況報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（登録の変更）

第7条 パートナーは、第3条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、かかみがはらSDGs パートナー登録変更届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第8条 パートナーは、登録の辞退をしようとするときは、かかみがはらSDGs パートナー登録辞退届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- （1）虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- （2）法令等に違反する重大な事案が発生した場合
- （3）SDGs の達成に向けた取組の実態がないことが判明した場合
- （4）第2条第1項に規定する要件を満たさなくなった場合又は満たしていないことが判明した場合
- （5）第2条第2項各号のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合
- （6）その他パートナーとして不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定によりパートナーの登録を取り消すときは、その旨を当該パートナーに通知しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月6日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（宛先）各務原市長

年 月 日

かかみがはらSDGsパートナー登録申請書

企業、団体等の概要		
企業、団体等の名称		
所在地	〒 -	
代表者の職・氏名		
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
ウェブサイト		
SDGsに関する主な取組		
	取組の具体的内容	ゴール
1		
2		
3		
各務原市や他のパートナーと連携して取り組みたいこと		
同意事項等		
<input type="checkbox"/> SDGsの普及啓発や理解促進に取り組みます。 <input type="checkbox"/> パートナー間での交流と連携を図ります。 <input type="checkbox"/> SDGsに関する活動の状況等を毎年報告します。 <input type="checkbox"/> 各務原市ウェブサイトに宣言書を掲載することに同意します。 <input type="checkbox"/> かかみがはらSDGsパートナー登録制度実施要綱第2条第2項各号に掲げるもの（公序良俗に反するもの、政治団体、宗教組織・団体若しくは暴力団等又はこれらのものと密接な関係を有するもの）ではありません。 <input type="checkbox"/> 法令等を遵守しており、過去に重大な法令違反等をしていません。		

SDGs 宣言書

（企業、団体等の名称）は、
SDGs の達成に向けて積極的に取り組むことを宣言します。

【主な取組内容】

【達成に向けて取り組む主なゴール】

年 月 日

（所在地）

（企業、団体等の名称）

（代表者の職・氏名）

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

かかみがはらSDGsパートナー登録通知書

貴社（団体）をかかみがはらSDGsパートナーとして登録しましたので通知します。

登録年月日 年 月 日

登録有効期限 年 月 日

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（企業、団体等の名称）

（代表者の職・氏名）

かかみがはらSDGsパートナー活動状況報告書

かかみがはらSDGsパートナー登録制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

	活動内容	取組の効果
1		
2		
3		
4		
5		

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（企業、団体等の名称）

（代表者の職・氏名）

かかみがはらSDGsパートナー登録変更届出書

かかみがはらSDGsパートナー登録制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更内容	企業、団体等の名称	(旧名称)
		(新名称)
	所在地	〒
	代表者の職・氏名	
	担当者	(所属・氏名)
		(電話番号)
		(メールアドレス)
	ウェブサイト	
	SDGs宣言書	※変更後の宣言書(様式第2号)を添付してください。
その他		

※変更がある項目のみご記入ください。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

（所在地）

（企業、団体等の名称）

（代表者の職・氏名）

かかみがはらSDGsパートナー登録辞退届

年 月 日付けで登録されたかかみがはらSDGsサポーターの登録
を 年 月 日をもって辞退したいので、かかみがはらSDGsパートナ
ー登録制度実施要綱第8条の規定により届け出ます。

（辞退理由）